

# 景観まちづくりの推進に向けて

国土交通省 都市局  
公園緑地・景観課  
景観・歴史文化環境整備室

# 目次

---

1. 景観行政の概要
2. 景観行政を巡る最近の状況
3. 景観まちづくりの推進に向けて
4. おわりに

# 1. 景観行政の概要

---

# 景観



「良い景観」とは？

# 景観法(平成16年制定)の概要

## 基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。  
※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む」。



**景観行政団体** (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

## 景観計画(届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

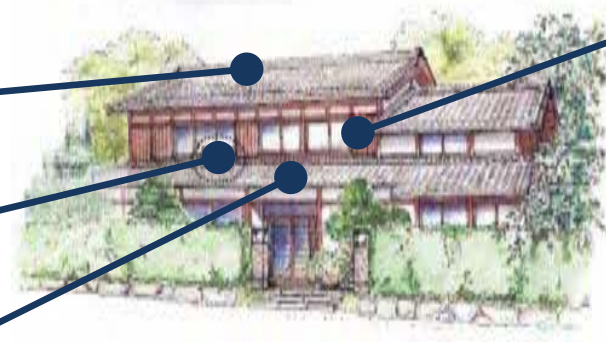
### ① 形態意匠の制限 (形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4～5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

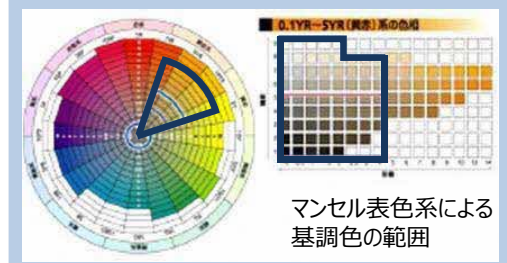
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



## 景観地区(都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参照)又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



### ② 高さ、壁面位置など

**届出制度により誘導** (制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば**命令**も可能

**認定制度により実効性確保**      **建築確認などで実効性確保**

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

## 景観重要建造物・樹木

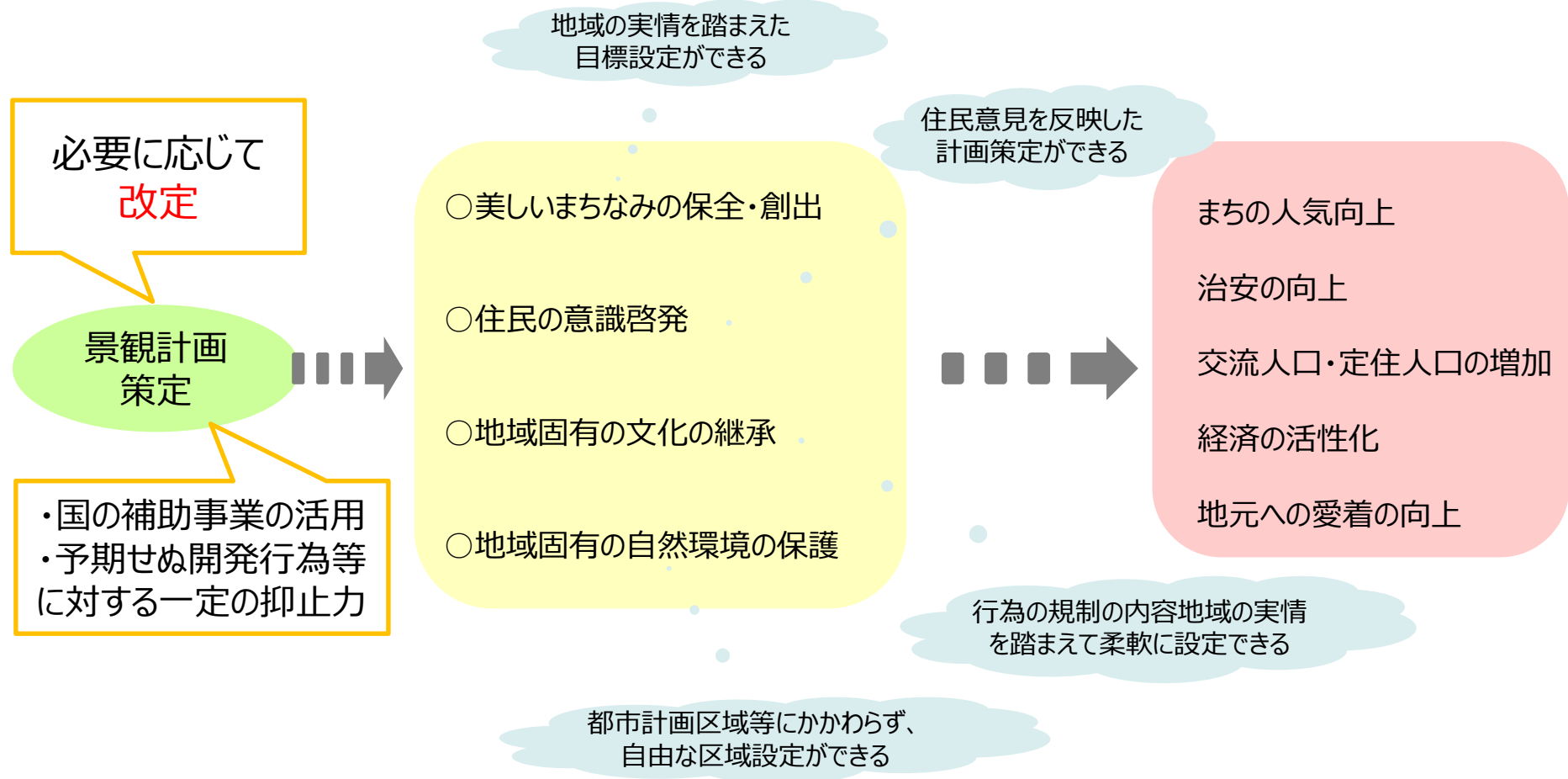
景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全(現状変更に対する許可制)



その他、**景観重要公共施設、景観協定、景観整備機構**などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



# 景観計画策定のメリット



## **2. 景観行政を巡る最近の状況**

---

# 景観法の施行状況の概要（令和5年3月時点）

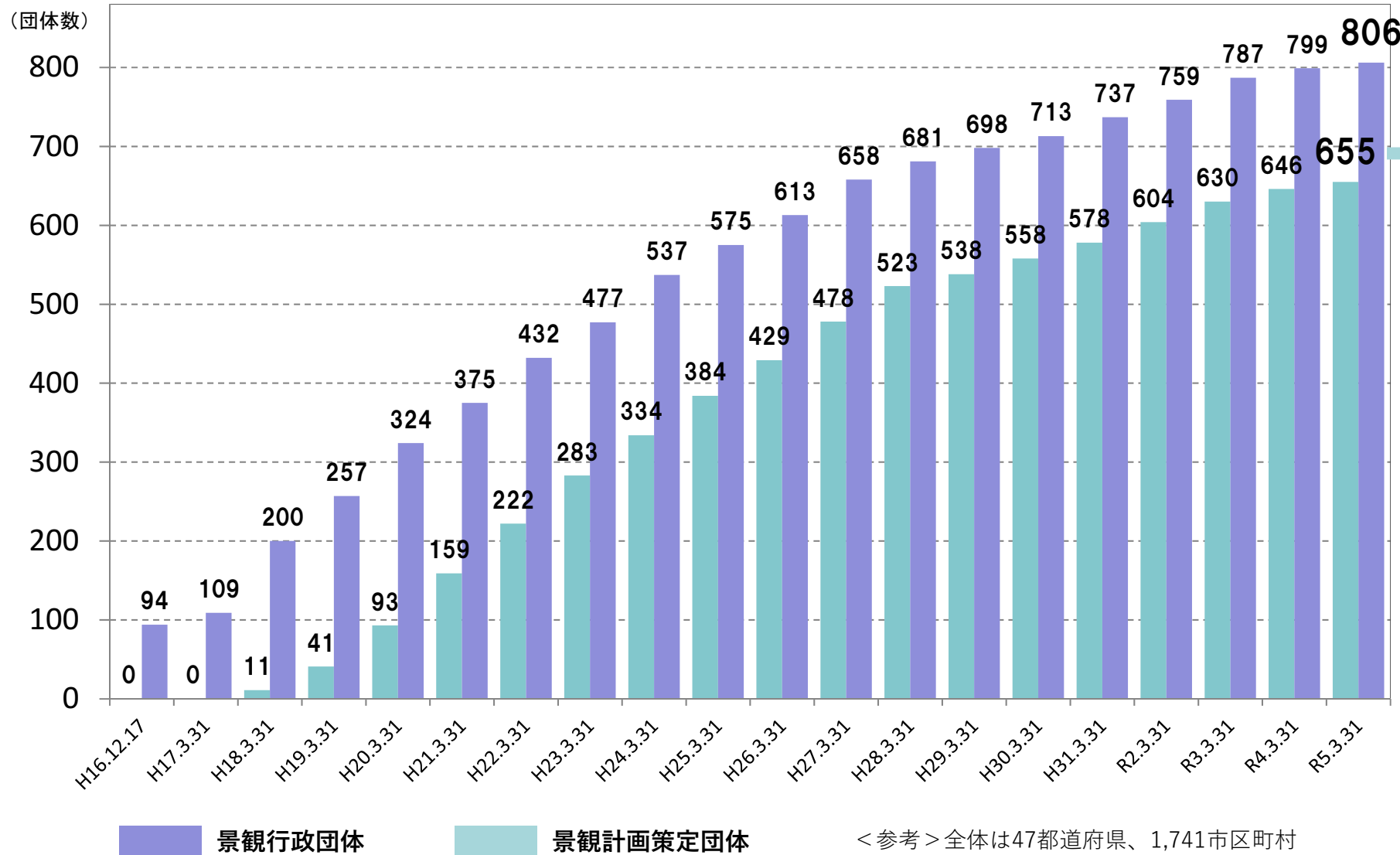
<参考>全体は47都道府県、1,741市区町村  
（令和5年3月時点 総務省統計局）

景観行政団体	806団体	（40都道府県、	766市区町村）
景観計画	655団体	（22都道府県、	633市区町村）
（重点的な取組を進める市区町村）		（	393市区町村）
景観重要建造物	780件	（2都道府県、	113市区町村）
景観重要樹木	281件	（	68市区町村）
景観協定	132件	（3都道府県、	61市区町村）
景観整備機構	114法人	（17都道府県、	61市区町村）
景観協議会	98組織	（1都道府県、	61市区町村）
景観地区等	計180地区	（	56市区町村）
景観地区	56地区	（	33市区町村）
準景観地区	9地区	（	7市区町村）
地区計画等形態意匠条例	118地区	（	20市区町村）



# 景観行政に取り組む団体数の推移（令和5年3月時点）

632  
市区町村 + 22都道府県

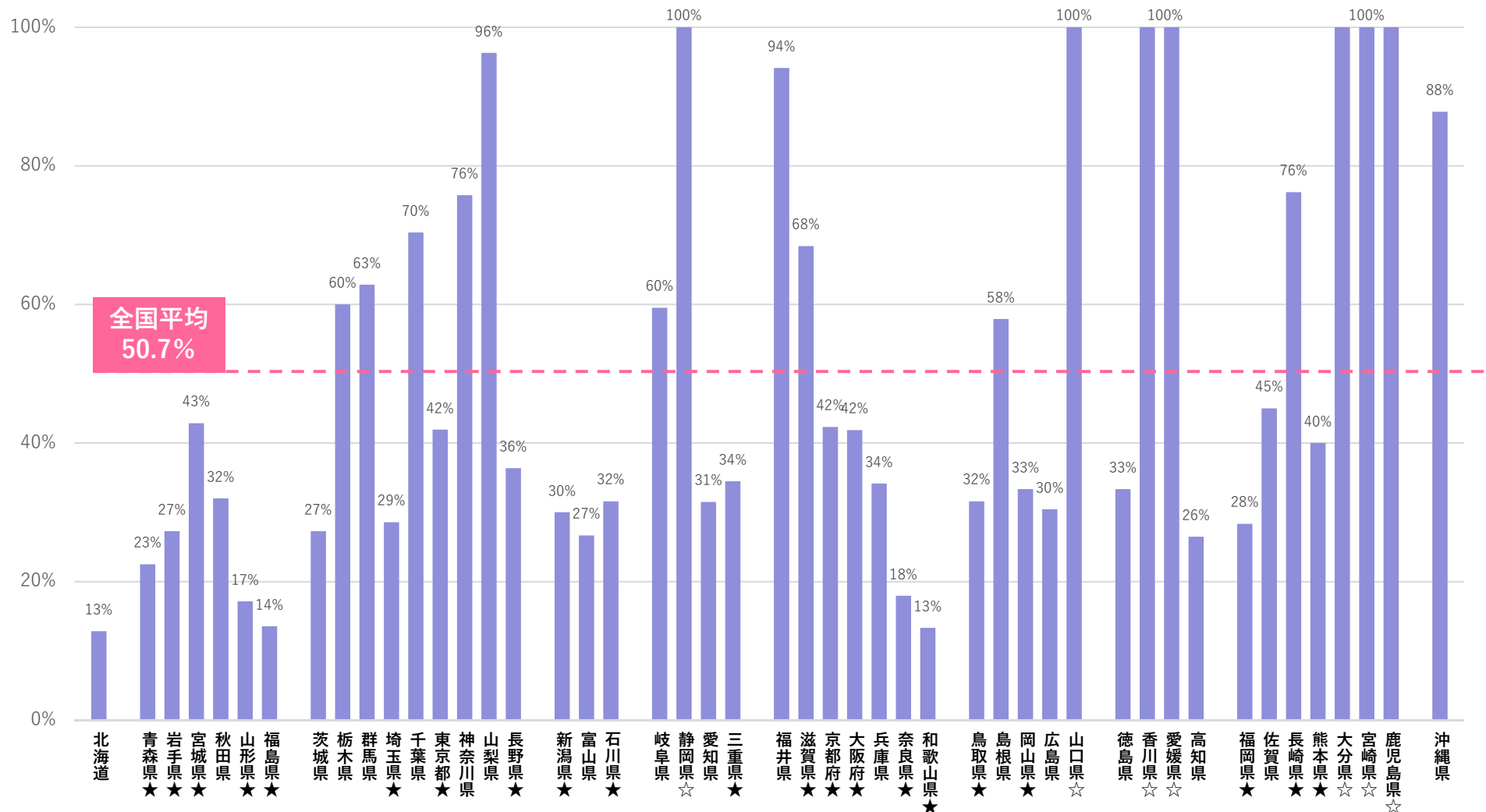


# 景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別) (令和5年3月時点)

全国の市区町村のうち、**5割**※が景観行政団体に移行している。

都道府県内の全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは静岡県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7県。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体

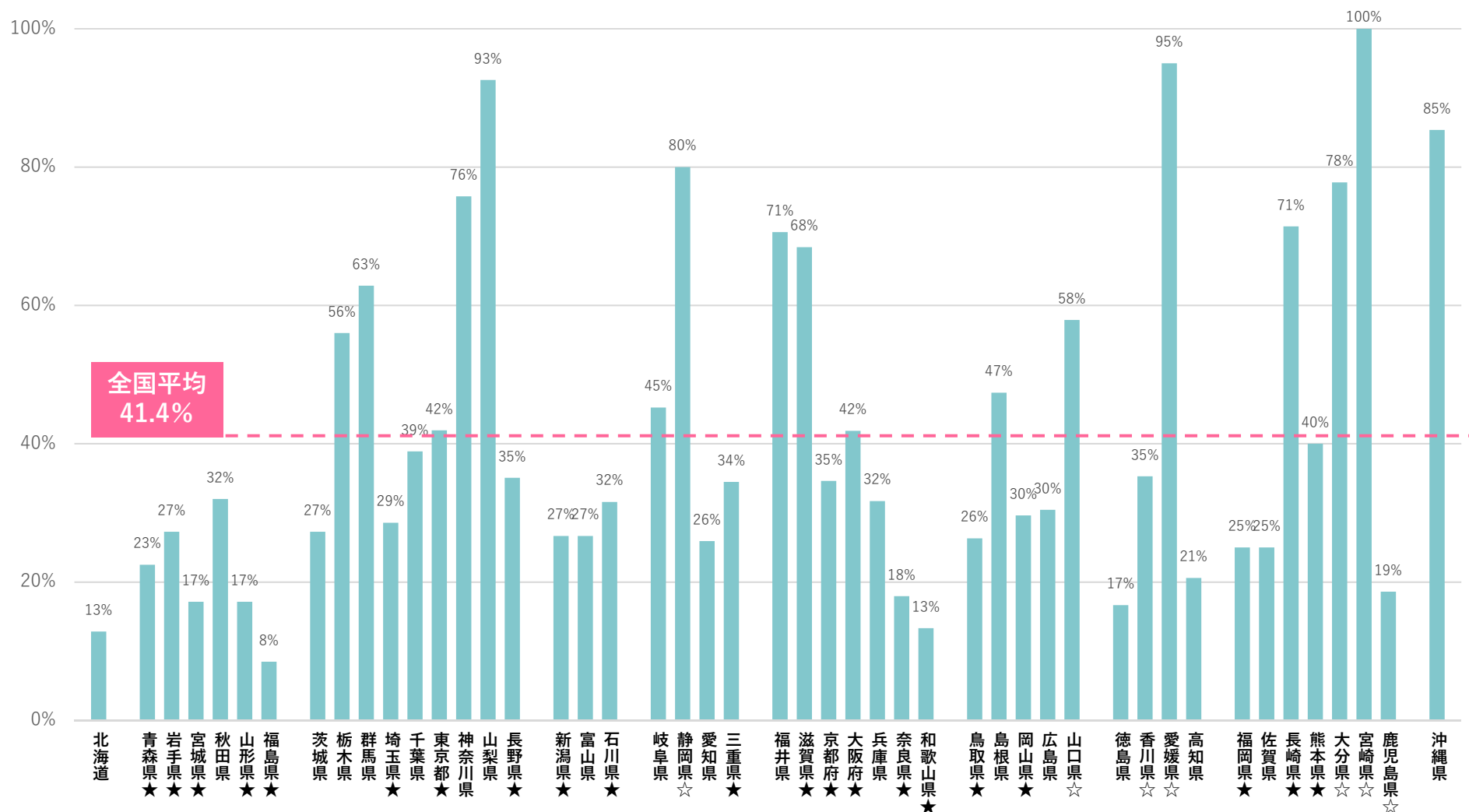


★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

# 景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別)(令和5年3月時点)

全国では**約41%**の市区町村で景観計画策定済み。  
 一方、都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に**地域差**がある。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体



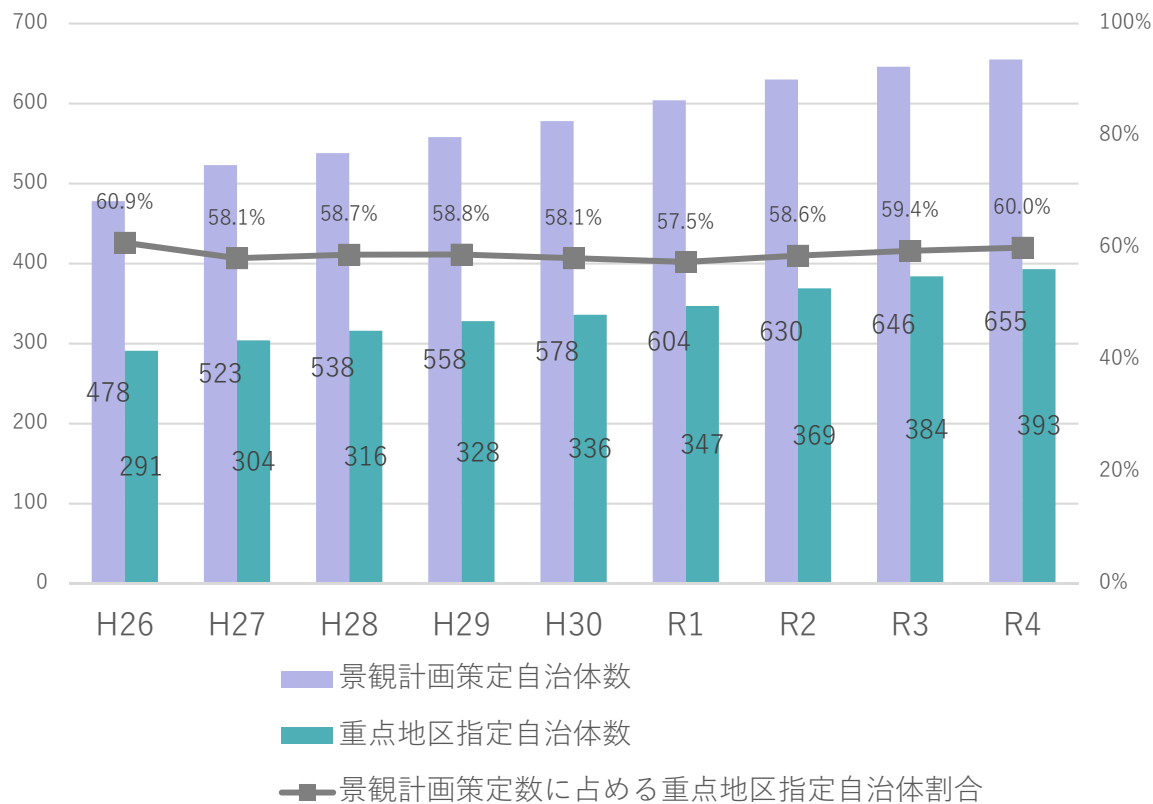
全国平均  
41.4%

★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

# 重点地区の指定状況(指定自治体数)

- 景観計画策定自治体のうち、重点地区指定自治体の割合は、平成26年からほぼ横ばいであり、約6割となっている。
- また、今後約30の自治体が重点地区を指定する予定となっている。

重点地区を指定している自治体数（市区町村）



重点地区を新規に指定する予定がある自治体数（市区町村）

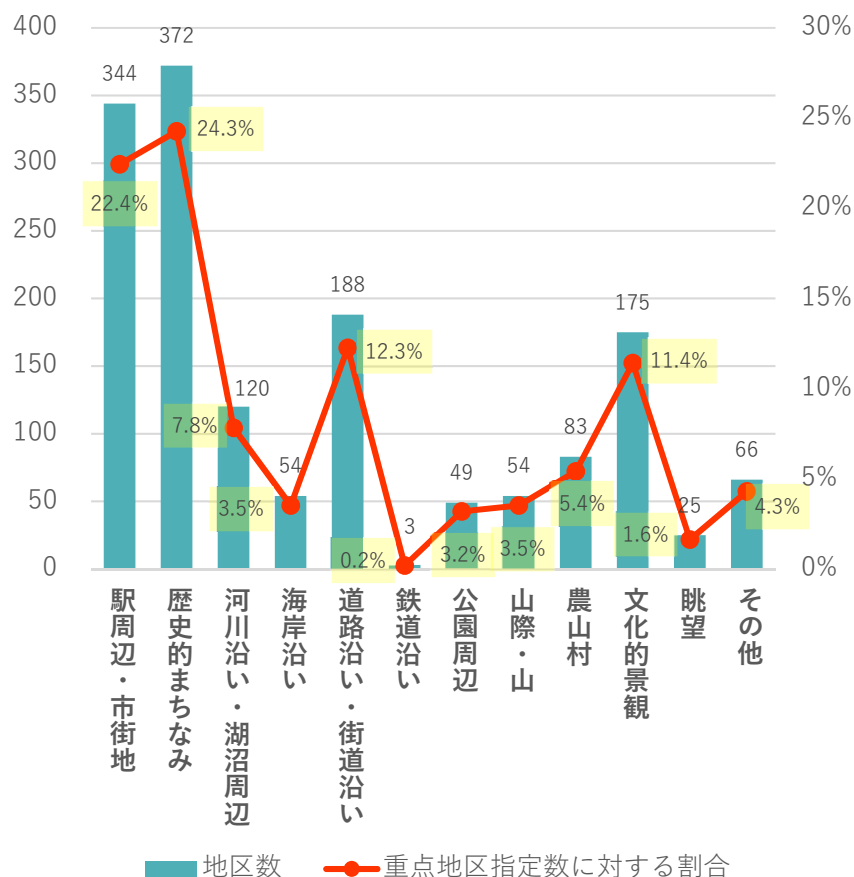
設定年度	自治体数
令和5年度～8年度	25
令和9年度以降または時期未定	4

# 重点地区の指定状況(重点地区の立地)

○重点地区の立地は、「歴史的まちなみ」、「駅周辺・市街地」など、地域の顔となる地区への指定が多く、それぞれ全地区数の2割超を占める。次いで、「道路・街道沿い」、「文化的景観」で約1割が指定される。

○その他では、「交流・観光拠点系」、「工業系」などが挙げられている。

重点地区の立地 n=1,533



## (その他に含まれる立地)

- 交流・観光拠点系
  - ・交流拠点、観光拠点、温泉街
  - ・大学等の特定施設周辺
- 住居系
  - ・リゾートエリア及び隣接エリア
- 工業系
  - ・工業地、インターチェンジ周辺
- 田園・自然系
  - ・史跡等の周辺エリア
  - ・集落地、崖線周辺
  - ・草原、自然景観を有する地区 など

※主な立地状況として各地区において1つを選択。

# 政府方針における景観行政の位置づけ

平成28年～令和2年

## ●「社会資本整備重点計画」(第4次) (平成27年9月18日閣議決定)

・重点施策の方向性

景観法や歴史まちづくり法等を活用し、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する。

・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI)

景観計画に基づき取組を進める地域の数 (市区町村数)

【H26年度 458団体 → H32年度 約700団体】



令和3年～7年

## ●「社会資本整備重点計画」(第5次) (令和3年5月28日閣議決定)

・重点施策の方向性

良好な景観の形成や歴史・文化・風土を活かしたまちづくりを推進する。

・重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標 (KPI)

景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数

【R1年度 347団体→R7年度 450団体】

# 政府方針における景観行政の位置づけ

## ●「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）

2020年を目途に、主要な観光地※で、景観計画を策定。※ 原則、全都道府県・全国の半数の市区町村  
合わせて、全都道府県及び景観計画が未策定の「主要な観光地」（平成28年3月30日時点）  
に対して、「主要な観光地及び都道府県における景観計画の策定について」（平成28年9月26  
日付け）を通知し、景観計画の策定に尽力いただくよう、要請。

## ●「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）

主要な観光地において景観計画の策定を促進。

## ●「観光ビジョン実現プログラム2020」（令和2年7月観光立国推進会議）

主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、国内外の観  
光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する

# 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

## 背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を上昇させることが必要

## ⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

## 法律の概要

### 安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

#### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

##### ○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

##### ○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

#### 災害ハザードエリアからの移転の促進

##### ○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成

（予算）  
防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援

#### 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

<災害レッドゾーン>  
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）  
・土砂災害特別警戒区域  
・地すべり防止区域  
・急傾斜地崩壊危険区域  
<災害イエローゾーン>  
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

### 魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

#### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進\* 都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

##### ○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供

（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援  
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入



車道中心の駅前広場



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

##### ○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
- \*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援  
（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援

#### 居住エリアの環境向上

##### ○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

##### ○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

## 【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現  
（KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年【2021年:100件 ↗ 2025年:600件】）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現  
（KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上



# 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

(今後のまちづくりの方向性 (令和元年6月26日「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言より))

- 官民のパブリック空間 (街路、公園、広場、民間空地等) をウォークブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進  
 ※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



## 居心地が良く歩きたくなるまちなか (イメージ)

- Walkable** 歩きたくなる  
 居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたい、歩きたくなる。
- Eye level** まちに開かれた1階  
 歩行者目線の1階部分等に店舗やラオがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。
- Diversity** 多様な人の多様な用途、使い方  
 多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。
- Open** 開かれた空間が心地良い  
 歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

### 都市構造の改変等

- 都市構造の改変 (通過交通をまちなかへ誘導するための外周街路整備等)
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備 (人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等) 等



# 無電柱化推進計画(令和3年5月25日閣議決定)

## 第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1. 取組姿勢

- ・新設電柱を増やさない  
特に緊急輸送道路については電柱を減少させる
- ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
- ・事業の更なるスピードアップを図る

### 2. 適切な役割分担による無電柱化の推進

#### ①防災・強靱化目的

- ・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施
- ・長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施
- ・上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施

#### ②交通安全、景観形成・観光振興目的

- ・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施

道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者及び開発事業者が連携して実施

### 3. 無電柱化の手法

- ・電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線

### 4. まちづくり等における無電柱化

- ・まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
- ・無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

## 第2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間

## 第3 無電柱化の推進に関する目標

### 1. 無電柱化の対象道路

- ・防災：市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間 等
- ・安全・円滑な交通確保：バリアフリー法に基づく特定道路 通学路 歩行者利便増進道路 等
- ・景観形成・観光振興：世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区 等

### 2. 計画目標・指標

高い目標を掲げた前計画を継承

<進捗・達成状況を確認する指標>

#### ①防災

- ・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率  
38%→52%

#### ②安全・円滑な交通確保

- ・特定道路における無電柱化着手率  
31%→38%

#### ③景観形成・観光振興

- ・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数  
37→46地区
- ・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数  
56→67地区
- ・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数  
46→58地区

目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに4,000kmの無電柱化が必要

そのほか、電線管理者(長期停電や通信障害の防止の観点)や開発事業者による無電柱化あり

# 太陽光発電施設等に起因する課題

## 〈課題〉 景観形成の調整に係る近年の課題

携帯電話会社の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設の増加等に起因する景観上の課題が顕在化。

## 〈対応方針案〉 様々な公益を調整する景観協議手法の確保

地域の実情に応じ、景観やそれ以外の様々な公益を総合的に判断し、景観上支障となり得る既存の施設等について、将来の更新に備えて予め景観計画を見直す等、事前の対策を講じる。



# 太陽光発電施設の設置事例



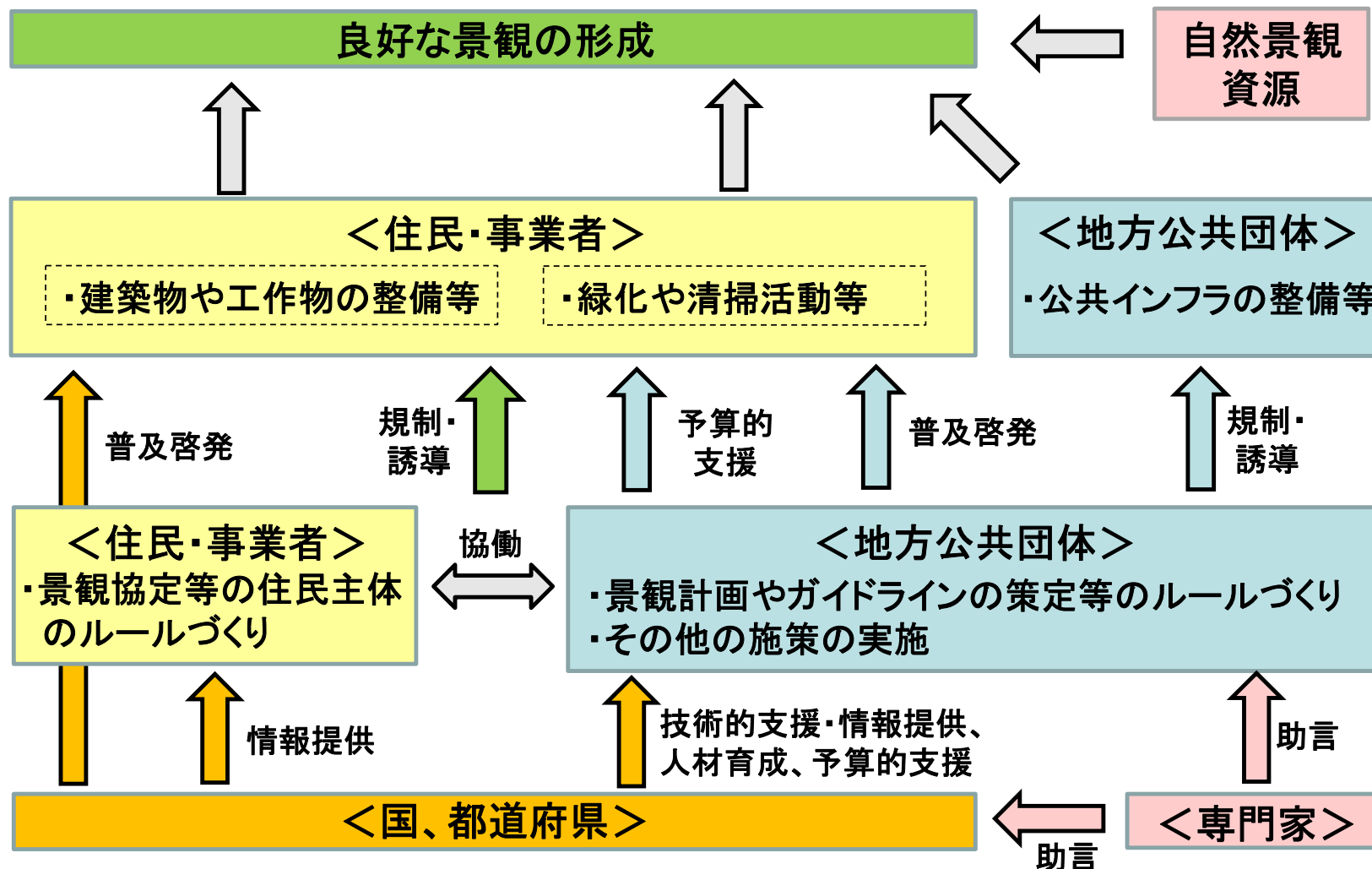
# 3. 景観まちづくりの推進に向けて

## (1) 景観まちづくり、景観計画の必要性

---

# 景観まちづくりとは

- 景観まちづくりは景観法の運用だけではなく、景観を良くするための取組みすべてを含む概念
- 住民・事業者、地公体、専門家、国がそれぞれの役割を担うことで、良好な景観形成に繋がる



# 重点地区の設定による景観づくりと観光振興(愛媛県松山市)

- 道後温泉本館の宿泊者数は、平成13年以降減少傾向にあったが、平成14～20年度に道後温泉本館周辺の整備や建築物のファサード修景を実施した結果、平成23年から増加傾向に転じ、平成26年度には約89万人となった。
- ロープウェイ街では、平成15年度に開始したファサード整備事業の実施前後で、年間観光客数(松山城)及び地価がそれぞれ増加傾向にある。

道後温泉本館正面道路



平成17年頃



平成25年

道後温泉本館の西側正面口の県道を東側(市道)に振り替え、歩行者専用道路を整備。また、建造物のファサード集計や屋外広告物の改善等を実施。

ロープウェイ街

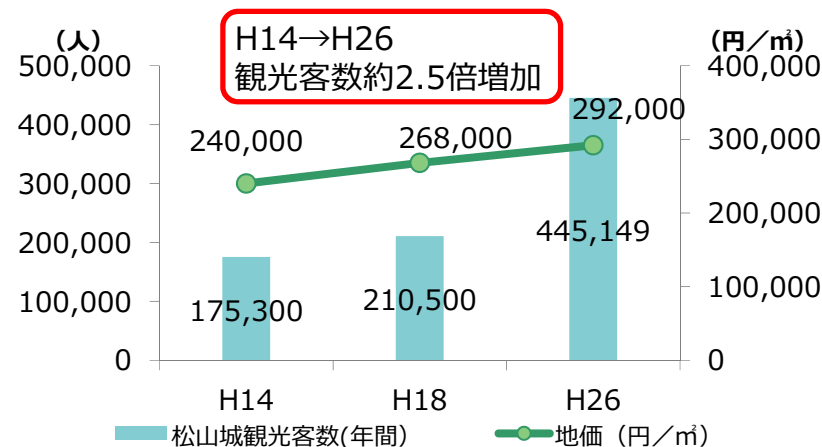
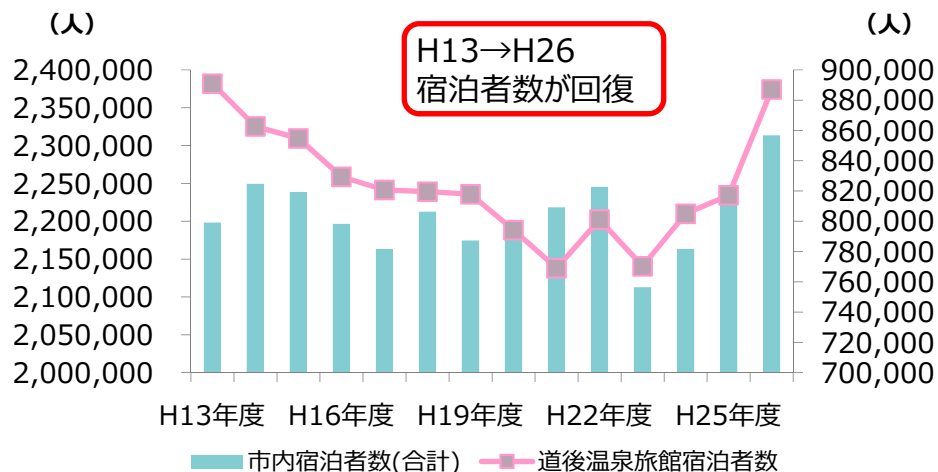


平成14年頃



平成18年頃

松山城のエントランスゾーンにふさわしく、個性的で魅力ある楽しいまちなみを創造する等を目的に、建築物のファサード修景や電線類地中化、アーケード撤去などを進め、開放感のあるオープンモールを整備。



# 重点地区の設定による景観づくりと観光振興(愛媛県松山市)



平成14年頃

## 松山城のエンタランスゾーンにふさわしい景観整備

アーケード撤去や無電柱化、道路整備、  
建物のファサード整備を実施

- ・観光客数は**2.5倍に増加**
- ・地区の**地価が高騰傾向**
- ・地区内の**空き店舗が減少**



平成18年頃



## きめ細かなルールに基づく景観整備による賑わい創出(石川県輪島市)

- 地域の代表者や建築家、漆芸家等から構成される協議会が、地域の伝統的建築様式である浜屋づくりや神社、路地、植栽等、あらゆる景観要素の存在状況を調査。
- これを踏まえ、建築物の外観修景、無電中化を実施するとともに、敷地境界から建物を1mセッバックする独自ルールを設定。
  - ・地域独自の景観の再生に併せ、店舗の軒先を休憩所とすることで賑わいを創出
  - ・市内を訪れる観光客が5年間で1.3倍に増加 (平成23年:約99万人→平成28年:約132万人)



## きめ細かなルールに基づく景観整備による賑わい創出(石川県輪島市)



# 3. 景観まちづくりの推進に向けて

## (2) 景観まちづくりのための国の支援策

---

# 政策レビューによって示された課題と対応の方向性

- ・政策レビューとは国土交通省で行っている政策評価の1つ。
- ・重要な政策の施行から一定程度時間が経過した際等に実施するもの。

## ● 景観・歴史まちづくりを推進するための地方公共団体の課題

アンケート及びヒアリング等から法制度が十分に活用されない理由を分析すると、「認知不足」「知識やノウハウの不足」「職員不足」「地域の協働、理解、関心の不足」「予算不足」といった理由があることがわかった。

### ① 認知不足

課題：小規模団体を中心に、国の法制度や支援施策等の認知度が低い。

対応：地方開催等による研修の充実、市町村への情報提供における都道府県の役割強化、取組事例や支援制度等に関する情報提供の工夫・充実等を行う。

### ② 知識やノウハウ不足への対応

課題：職員が**計画策定や届出業務における効果的な指導・協議等の実務面の知識やノウハウ**を身につけることが重要となるが、小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において知識やノウハウが不足。

対応：届出業務等の実務に役立つ講習会等の開催、技術資料等の整備による情報提供の充実、技術的課題の解決等につながる先進的な取組に対する支援を行う。

### ③ 職員不足への対応

課題：小規模団体を中心に、全体で約7割の地方公共団体において**専門的な知識を持つ職員の不足**が課題と認識。

対応：**外部人材や他部局等との連携事例や少人数で取り組むための工夫事例**に関する情報提供、**計画策定時における支援**を行う。

### ④ 地域の協働、理解、関心の不足への対応

課題：約4割の地方公共団体が地域の担い手不足や地域住民の関心の低さを課題と認識。

対応：地域住民等の意識の向上や地域活動の活性化等を図る取組に対する支援、取組事例に関する情報提供を行う。

### ⑤ 予算不足への対応

課題：景観及び歴史まちづくりの推進にあたり、約6割の地方公共団体が**財源の不足**を課題と認識。

対応：歴史的建造物の継続居住や空き家活用の促進、景観に配慮した公共事業を可能とする**効果的な支援制度の拡充や創設**を行う。

# 景観法運用指針の一部改正(令和4年3月)

景観行政の更なる推進を図るべく、昨今の社会経済情勢の変化等を踏まえ、景観法運用指針を改正。改正のポイントは、以下のとおり。

## 1. 無電柱化推進計画(令和3年5月)が策定

→景観形成の観点から無電柱化の推進について追記。

- ・ 景観計画の「行為の制限に関する事項」の工作物の形態意匠の制限に関する事項等として、無電柱化を位置付けられること
- ・ 景観重要公共施設について、整備に関する事項に無電柱化を位置づけられること  
占有等の許可の基準として電線類の地中化等を位置づけられること
- ・ 景観地区において、条例で工作物の形態意匠制限として無電柱化を位置づけられること

## 2. 第5次社重点(令和3年5月)に「景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数」が設定

→重点地区を設定しきめ細やかな景観規制に取り組むことが望ましいことについて追記。

- ・ 景観計画の「景観計画区域設定の考え方」の例示として、地域に拠り所や顔となる地区を重点地区※として定め、きめ細かな規制誘導を推進すること

※重点的な景観施策の推進が必要な区域であり、景観の保全・形成などを目的として指定

- ・ 景観計画の「届出対象行為」に、重点地区内において、より小規模な行為まで届出対象とすることで、その地区に特化したきめ細やかな規制を行うことができること

## 3. 都市再生特措法による景観法の特例(都再法第62条の14)

→都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域が定められた場合、

一体型事業実施主体等は景観計画の策定・変更を提案することができる旨を追記。

(参考URL) 景観法運用指針について

[http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi\\_townscape\\_tk\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000038.html)

# 「景観計画策定・改定の手引き」・「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」

地方公共団体による景観まちづくりの取組を一層推進するため、平成31年3月に公表した「景観計画策定の手引き」「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」の内容をもとに、令和4年3月に「景観計画策定・改定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を公表。さらに令和5年3月「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を更新。

## ○策定編

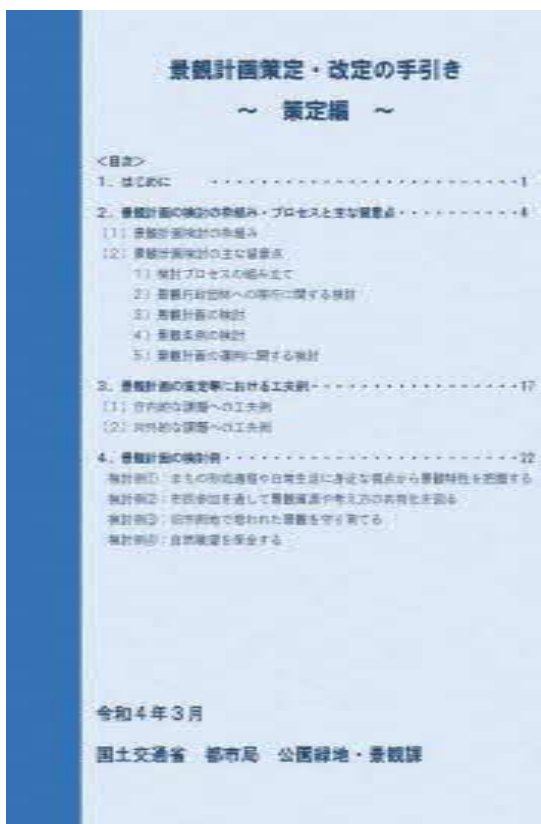
これから景観計画策定に取り組む地方公共団体向けに、景観計画策定の基本的な進め方や「財源の確保」「職員不足」「知識や技術の不足」等の課題を解決する工夫事例をとりまとめ。

## ○改定編

これまで景観計画を策定し景観まちづくりに取り組んできた地方公共団体向けに、景観計画改定の検討の参考となるよう、具体的な改定内容の検討方法、景観計画改定案の作成方法などを整理。

## ○質向上アイデア集

景観まちづくりに取り組む地方公共団体が取組をステップアップする際の参考となるよう、景観まちづくりの質向上のアイデア、個別の景観課題への対応、アンケート結果などをとりまとめ。



## 外部専門家を活用した定性基準のきめ細やかな景観誘導(東京都世田谷区)

- 事業者等、専門家（せたがや風景デザイナー）、世田谷区の3者が定性的な基準に基づき、より良い風景づくりの工夫点について協議する「事前調整会議」を実施。

### 事前調整会議

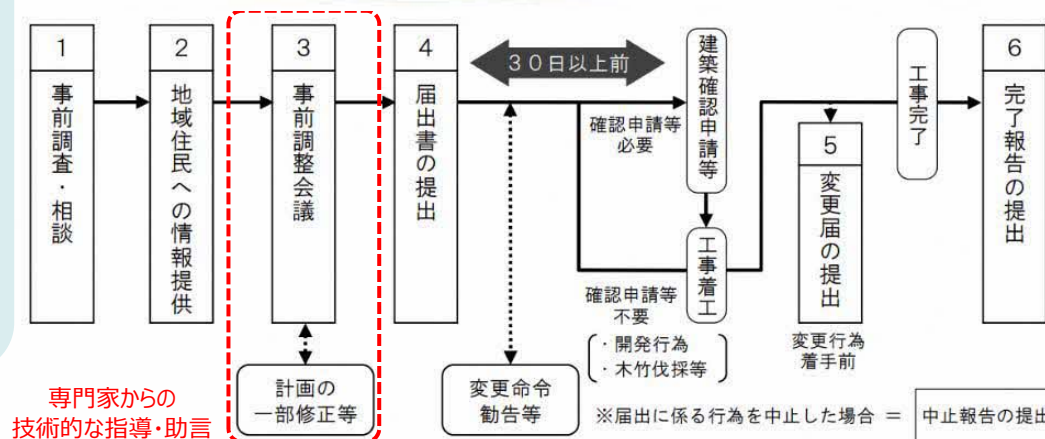
- ・行為の届出前に、風景づくりについて、3者で意見交換
- ・行為の届出の際、事前調整会議での指摘事項等への「対応表」を添付

### 多様な実務経験に即した助言

- ・専門家は、建築・ランドスケープ・都市計画・色彩等さまざまな実務者
- ・外観デザインだけでなく、近隣対策、コスト面、維持管理等も踏まえた提案
- ・約8割以上の案件（令和3年度）で会議結果が計画に反映

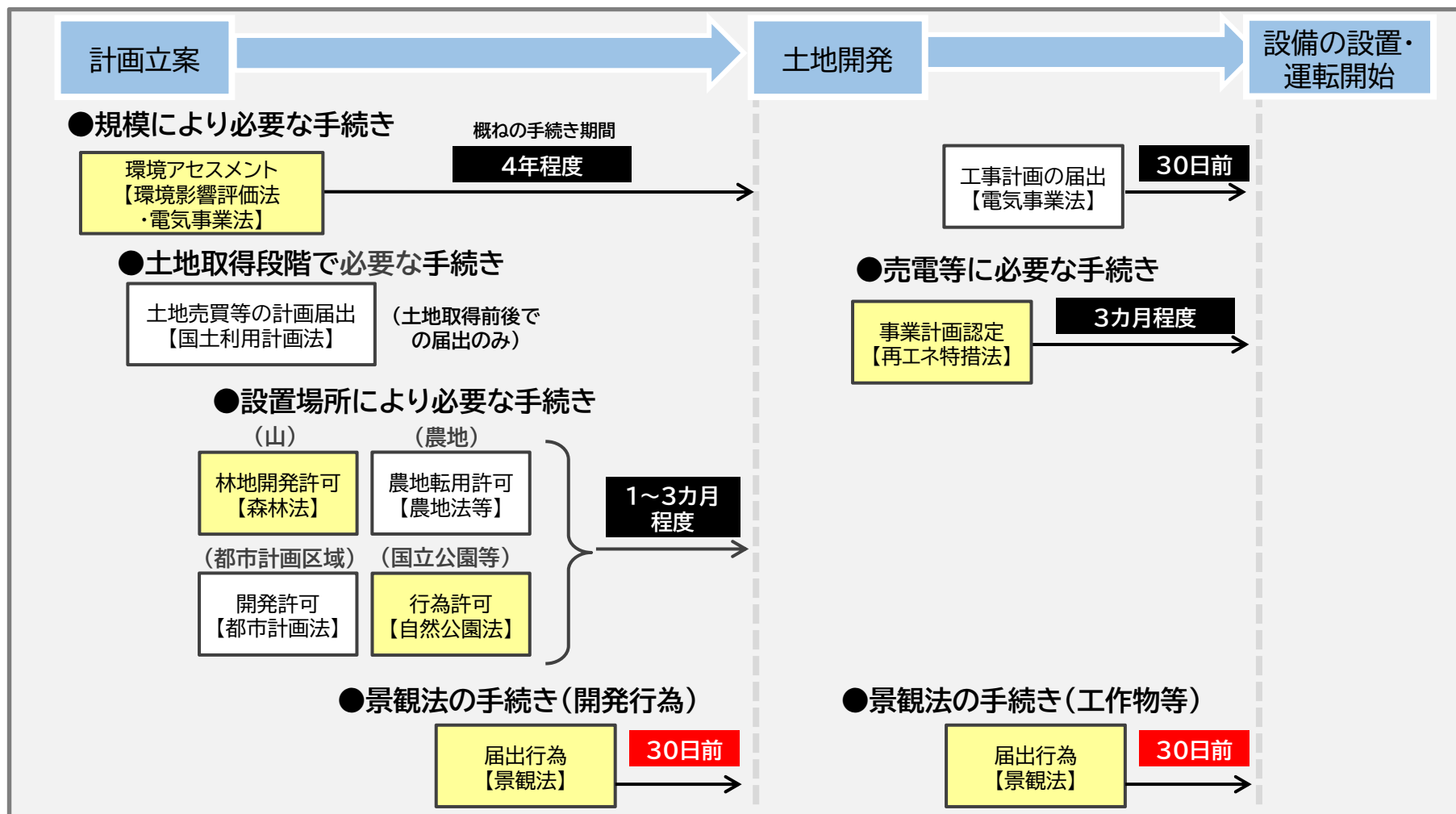
### 区職員のスキル向上

- ・区職員が「事前調整会議」に参加することで、別の事業者にも具体的な配慮方法を伝えられるようになる。



# 再生可能エネルギー施設の設置に関する主な手続き

- 再生可能エネルギー施設の設置に関する主な手続きのうち、景観配慮の視点があるものは、景観法の届出行為の他、環境影響評価法の環境アセスメント、森林法の林地開発許可、自然公園法の行為許可、再エネ特措法の事業計画認定がある。



※網掛けは手続きの過程で景観配慮がある、または、景観法との関連がある項目



- 各手續の過程での景観配慮の方法として、基準が規定されているもの（自然公園法）、首長等から計画に対して意見を行うもの（環境アセス、林地開発許可）、ガイドラインを用意しているもの（再エネ特措法）などがある。

主な手続き 【関係法令】		必要な場合	窓口	手続きのタイミング (標準処理期間)	景観配慮に関する事項	景観法との関連事項
規模により必要な手続き	環境アセスメント 【環境影響評価法・電気事業法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上の発電設備を設置する場合</li> <li>*第1種の場合 太陽電池発電所:4万kW以上 風力発電所:5万kW以上 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省、都道府県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画段階 (標準処理期間)</li> <li>*配慮書は送付後90日、方法書は届出から180日、準備書は届出から270日、評価書は届出から30日</li> <li>*手続き開始から手続完了まで4年程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続きの各段階で、計画に対して、景観を含む環境の保全の見地からの意見を都道府県知事等は述べることが可能(最大3回)。</li> <li>住民からも同様に意見出しを行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画の景観形成基準や眺望点等が用いられる場合もある。</li> </ul>
土地取得段階に必要な手続き	土地売買等の契約届出手続 【国土利用計画法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上の土地の売買等の契約を締結した場合</li> <li>*市街化区域2,000㎡以上</li> <li>*市街化区域を除く都市計画区域5,000㎡以上</li> <li>*上記以外の区域:10,000㎡以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、市町村の土地取引規制担当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地取得段階 (標準処理期間)</li> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
売電等に必要な手続き	事業計画認定 【再エネ特措法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電した電力を売電する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省経済産業局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の発注・着工前 (標準処理期間)</li> <li>*10kW以上太陽光、風力、中小水力、地熱発電設備:3ヵ月 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が遵守する必要がある事業計画策定ガイドラインの中で、景観に配慮した設計等の項目が記載されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請様式の添付資料に、「景観法に基づく届出」の状況を記載する項目がある</li> </ul>
	工事計画の届出手続 【電気事業法】	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業用電気工作物を設置する場合</li> <li>*太陽電池発電所:出力2000kW以上</li> <li>*風力発電所:出力500kW以上 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地方の産業保安監督部等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事開始の30日前まで (標準処理期間)</li> <li>*届出書受理日から30日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>

※網掛けは手続きの過程で景観配慮がある、または、景観法との関連がある項目

# 再エネ施設設置の手續における景観配慮等②

主な手続き 【関係法令】	必要な場合	窓口	手続きのタイミング (標準処理期間)	景観配慮に関する事項	景観法との関連事項	
設置場所により必要な手続き	開発許可手續 【都市計画法】	・市街化区域(1,000 m <sup>2</sup> 以上)、市街化調整区域(全て)で開発行為を行う場合	・都道府県等の開発許可担当部局	・開発段階 (標準処理期間) *原則1カ月以内	(・開発許可の技術基準は、「道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等」から成っており、景観配慮の項目は設定されていない。)	・特になし
	農地転用許可手續 【農地法/農業振興地域の整備に関する法律】	・農地に発電設備等を設置する場合や、農地以外の土地に転用する場合等	・市区町村(農業委員会)	・計画段階 (標準処理期間) *農業委員会は受理後4週間以内(30アール以下の場合3週間) *都道府県知事等は受理後2週間以内	(・申請書の添付資料で、その土地に設置する建物等の図面が必要になるが、景観配慮に関する内容は設定されていない。)	・特になし
	行為許可申請等手續 【自然公園法】	・国立公園や国定公園等で開発行為を行う場合	・環境省地方環境事務所等	・工事着工段階 (標準処理期間) *3ヶ月前後	・許可基準において、「当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。」が定められている。	・特になし
	林地開発許可等手續 【森林法】	・地域森林計画の私有林内で、面積が1haを超える規模の開発の場合 ・太陽光発電設備の設置については、土地面積0.5haを超える場合(令和4年度に改正)	・都道府県	・工事着手前 (標準処理期間) —	・許可基準では、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの視点から構成されており、景観配慮の項目は設定されていない。 ・ただし、許可手続きの過程で、 <u>市町村長の意見聴取が法で求められている</u> 。また、令和4年の改正で許可基準の運用細則に、 <u>太陽光発電設備については、残置森林及び造成森林を合わせた森林率はおおむね25%以上とし、原則として周辺部に配置する等</u> が定められている。	・特になし

※網掛けは手続きの過程で景観配慮がある、または、景観法との関連がある項目

## 再エネ施設設置に関する情報共有の工夫（静岡県富士宮市）

- 「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」により、一定規模以上の設備を設置する場合は、市長への届出・同意が必要
- 本条例の対象外でも、法令に基づく手続き等が必要になるため、環境エネルギー室が窓口となり、設置に関する手続きの有無等を確認するための「相談窓口一覧」を事業者配布

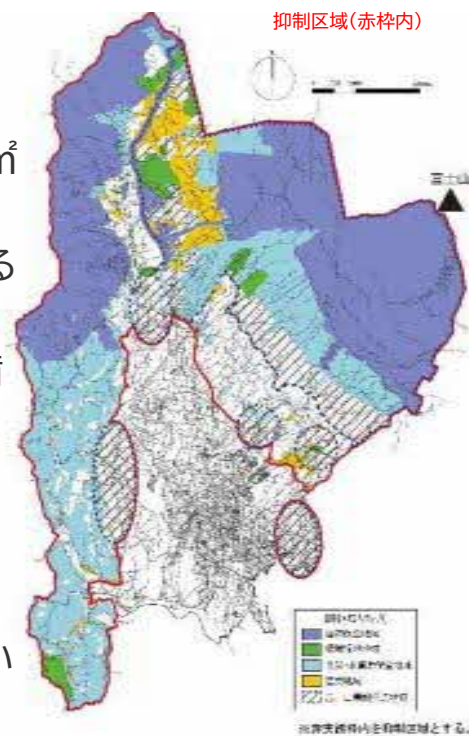
### ■富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

#### 対象施設規模

- ・太陽電池モジュール面積1000㎡を超える太陽光発電設備  
※建築物の屋根・屋上に設置するものを除く
- ・高さ10mを超える風力発電設備

#### 申請時期

- ・事業着手**60日前**までに、市長への届出と同意申請が必要。
- ※抑制区域では、原則、同意しない




出典：富士宮市HP

### ■富士宮市 太陽光発電設備設置等に係る相談窓口一覧



- ・関係課と必要な相談内容が整理
- ・関係課と相談後に環境エネルギー室へ提出
- ・**早い段階で関係課の情報共有**が可能
- ・景観の配慮事項等を早期に伝えることができる

景観地区内への設置 (陸前高田市)	斜面地への設置 (富士宮市)	営農型太陽光発電設備の設置 (北杜市)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 景観審議会の議論を踏まえ、設置認定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ブドウ栽培とのソーラーシェアリング</li> <li>②周辺への景観に配慮した植栽設置</li> <li>③パネルの角度も景観上配慮</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 隣地の民家に与える圧迫感を軽減するため、パネルを山の形状に設置</li> <li>• 太陽光パネルのフレームは黒色とし、目立たないよう配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農地の景観に配慮するため、架台の色彩をダークブラウンに変更</li> </ul>
 <p style="text-align: center;">出典:陸前高田市</p>		 <p style="text-align: center;">出典:北杜市</p>

# 景観に配慮した太陽光発電設備の設置事例（目隠し）



- 大阪市では、大阪市景観計画に定める重点届出区域において、良好な都市景観の形成に資することを目的とし、周辺景観との調和に配慮した又はにぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いデジタルサイネージの設置等に係る協議等に関し必要な事項を取扱要綱を定めている。
- 同要綱には「デジタルサイネージ設置基準」として、デジタルサイネージを設置する位置（低層部・中層部※あ）ごとに、「設置位置、形態・意匠の基準」「大きさの基準」「周辺への影響を抑えるための基準」「コンテンツの基準」等を定めている。

## デジタルサイネージを低層部に設置する場合の設置基準（抜粋）

設置協議対象地区 ※い	・重点届出区域(右図参照)
前提条件	・周辺環境との調和に配慮したものとする。※う
設置位置、形態・意匠の基準	・設置位置は、建築物の1階までとし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置とする。ほか
大きさ(1か所)の基準	・2㎡以下とする。ほか
総量の基準	・5㎡以下とする。ただし、敷地面積が2,000㎡を超える場合は、2,000㎡を超える部分(A㎡)の割合(A/2000)に応じて、一敷地における合計面積を加算(5㎡×A/2000)とすることができる。
快適な街路景観創出のための基準	・一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離を10m以上離すこととする。ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りではない。ほか
周辺への影響を抑えるための基準	・まぶしすぎない明るさ(輝度)とする。※え ・静止画の切替り(切替り間隔は15秒以上)のみとする。ほか
コンテンツの基準	・観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていることとする。ほか

※あ:低層部:建築物の1階部分 中層部:建築物の高さ31m以下の部分(低層部を除く)

※い:視認性が高く、景観への影響が大きいと考えられる中層部に設置する場合の対象地区は、ターミナル駅周辺等としている。

※う:大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとする。

※え:夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮すること。

- 詳細については、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」参照。  
(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000284822.html>)
- デジタルサイネージの設置に関する誘導方針や基準についての解説は、景観読本第7章:デジタルサイネージガイドラインを参照。  
(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000411338.html>)

▼低層部の設置協議対象：重点届出区域  
(国道2号線を除く)



▼デジタルサイネージガイドライン



## 事例

これまで中層部2件、低層部3件、合計5件の協議を実施



低層部 (大阪中之島美術館)

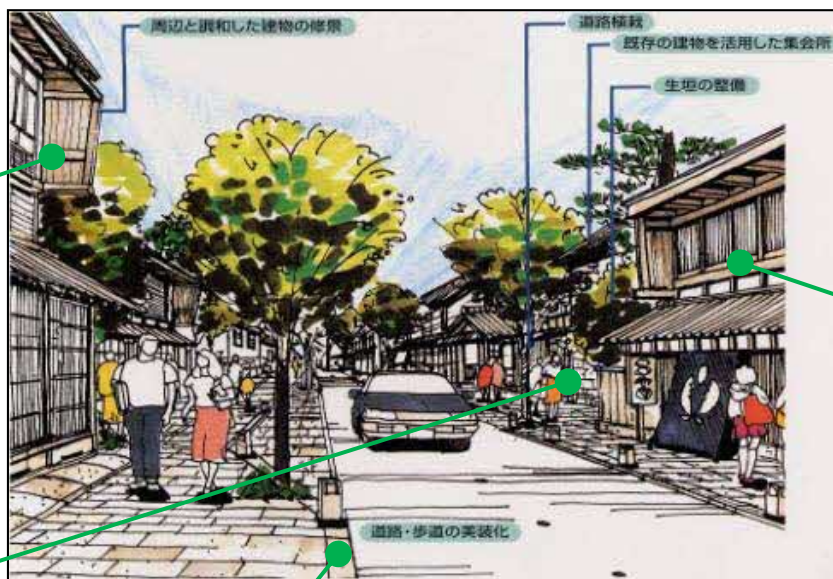


中層部 (大阪駅前グランドフロント)

# 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域等で面積 1 ha以上の地区について、地方公共団体、景観整備機構及び住民による景観形成の取組を支援。

住宅等の外観の修景



集会所等の生活環境施設の整備



地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



電線の地中化



景観重要建造物等の保全・活用に対する支援

景観重要建造物の修理  
(耐震改修含む)費、買取費、移設費

交付率

【直接補助】 1/3

【間接補助】 事業主体の補助に要する費用の1/2又は補助事業費の1/3のいずれか低い額



※一般公開を行うものについては、内装の修理も支援

# 社会資本整備総合交付金(都市公園事業など)

## ＜社会資本整備総合交付金＞

### ・都市公園事業：都市公園の整備に関する事業

事業要件の1つである「国家的事業関連公園」に、景観重要建造物等を活用することが記載

「国家的事業関連公園」とは

・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等

「国家的関連事業※の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業」が重点配分の対象となっている。  
※景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等を整備する事業

### 市民緑地等整備事業：民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理等のために必要な施設整備を行う事

事業要件の1つである都市要件として「景観計画の策定」が記載

都市要件（抜粋）

・緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市



# まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

**事業主体等** 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2  
 【補助金】都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

**施行地区** ① 都市再生整備計画事業の施行地区※、かつ、  
 ② 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）  
※土地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していない市町村に対する令和6年度末までの経過措置は対象外

## 対象事業

— 無電柱に関する項目

### 【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

### 【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

## 事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
  - 街路空間の再構築
  - 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
  - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
  - 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
  - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
  - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity**
  - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるコミュニティバブや公開空地として開放
  - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
  - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
  - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
  - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



# 令和5年度 景観改善推進事業

## 目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施し、質の高い景観形成を後押しする。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

## 支援内容

### 【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) **重点地区内**の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

### 【補助率】

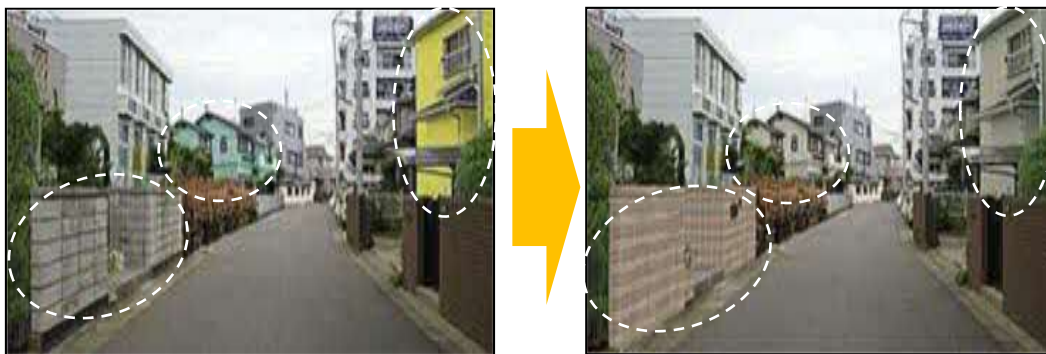
- |           |                    |       |
|-----------|--------------------|-------|
| 上記(1)、(2) | 事業主体がa.かつb.に該当する場合 | 1 / 2 |
|           | 事業主体がa.に該当する場合     | 1 / 3 |
| 上記(3)     | 事業主体がa.に該当する場合     | 1 / 3 |

### 【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※ 景観に関連のある計画等

- ・ 古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・ 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区 **重要文化的景観**
- ・ 観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・ 棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・ 「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・ 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

# 景観まちづくり関連税制

○景観まちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

## 相続税

- ・景観重要建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**



イメージ

## 所得税・法人税等

- ・景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は景観整備機構に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



イメージ

# 都市景観大賞

## 都市景観大賞

良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指す。

### ① 都市空間部門

街路・公園・水辺・緑地等のパブリックスペースと建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区

### ② 景観まちづくり活動・教育部門

良好な景観形成等のための活動を地域に根差して行っており、それらが地域の人々の良好な景観形成等への意識・関心の高揚等につながっている優れた活動

## 各賞概要

「大賞」 国土交通大臣賞

「優秀賞」 (財) 都市づくりパブリックデザインセンター会長賞

「特別賞」 (財) 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞

## 推進体制

主催：「都市景観の日」実行委員会

(公財) 都市づくりパブリックデザインセンター、(公財) 都市計画協会、(一社) 日本公園緑地協会、(独) 都市再生機構など

後援：国土交通省

## 都市景観の日

都市景観に対する国民の意識啓発を目的として、平成2年に「都市景観の日」を創設。その日を中心に都市景観に係る各種イベント等の活動を重点的に展開することとした。

○都市景観の日： 10月4日

○制定理由： 都市景観について考えをめぐらし、様々な行事を実施するのに、さわやかな10月が最も適切であること、更に「としぶ（十・四・日）」という語呂がよいことから制定。

# 令和5年度 都市景観大賞 国土交通大臣賞（受賞地区・受賞活動）

## 「都市空間部門」

### 高松市屋島地区

【応募者】 高松市、公益財団法人四国民家博物館、れいがん茶屋、屋島山上観光協会、魅力ある屋島再生協議会 [5団体による共同応募]

（所在地：香川県高松市）

### 概要

当地は、瀬戸内海国立公園並びに国の史跡などに指定、山上からの多島美景観や人文景観も豊富な本市が誇る観光地。平成中期には観光客数が低迷。2013年に官民が一体となり「屋島活性化基本構想」を策定し、景観刷新などの活性化の取組を開始。有料道路を市道化。「屋島山上交流拠点施設」の整備や、山上の「れいがん茶屋」・山麓での「四国村ミュージアム」のリニューアルなども行われ、人の流れと賑わいをもたらす新しい動きを生み出している。



## 「景観まちづくり活動・教育部門」

### 長崎の歴史文化を生かした夜景まちづくり

【応募者】 長崎市、長崎商工会議所青年部、長崎夜景プロモーション実行委員会、平和の灯り実行委員会、長崎ランタンフェスティバル実行委員会、長崎夜市実行委員会 [6団体による共同応募]

（活動範囲：長崎県長崎市）

### 概要

非核と世界平和への祈り、長崎大水害の鎮魂や、夜間景観地域活動、市の「環長崎港夜間景観向上基本計画」へと続く景観整備が相互に連動。約30年に渡り地域関係者の連携のもと、長崎のまちなかの歴史文化を共有、顕在化させる夜景づくりが積み重ねられてきた。子ども達を始め多くの市民、来訪者が参加。長崎の夜景は、平和のメッセージの発信とともに、夜景観光が定着。地域経済振興のインフラに。市民が誇れるふるさとの景観となっている。



## 4. おわりに

---

## 本日お伝えしたかった事項

**地域独自の自然・歴史・文化や観光資源等を磨き上げた質の高い景観まちづくりが重要**

- **重点地区**を定め、きめ細やかで集中的な取り組みが必要。
- 地方公共団体・国だけでなく、住民、事業者、専門家など、**地域関係者との連携**が大切。
- ハードからではなく、ソフトから
- プロジェクトだけでなく、プロモーションも

景観計画は予期せぬ開発行為等に対する未然の抑止力

- **景観計画の策定・改定**をお願いします。  
まずは出来ることから小さく始めてください。

※ 国の予算や各種資料など、様々な支援策があります。

- 景観法運用指針
- 景観計画策定・改定の手引き&景観計画・まちづくりの質向上アイデア集
- 景観改善推進事業 など

※ ご不明点はお気軽に本省または地方整備局までお問合せください。